

第六條

党に会計監査員若干名を置き会計の監督に任す。会計監査員は執行本員令之を選任す。

第十章 加入

第七九條 党に加入せんとす者は党の綱領、規約を承認し党員の紹介あるものに於て中央本員令の承認を経るを要す。

第十一章 罰則

第八〇條 左の各項に該当する者は中央本員三分の二以上の決議に依り譴責罷免除名することを得。

- 一、綱領規約に違反する行動をなしたる者。
- 一、党の体面を汚したるもの。
- 一、自己の利益に党を利用したる者。
- 一、其他中央本員令が党員の資格なりと認めたる者。

第十二章 附則

第八一條 党の規約綱領は大会代議員の三分の二以上の賛成あるに非ざれば修正又は変更することを得ず。

第二二條

全國的階級的單一無産政党成立の曉に之に加入して党を解体する手續をとる事を得。但し他の政党と合同する場合に臨時大会の決議に依る事を要す。

獨立民衆黨宣言綱領規約

宣言

我等のスタートは純真に生さんとする要求である。我等の理想は人類愛を基礎とする國家の建設である。然るに見よ。我等の世界に於て如何に多くの哀れみある聲を聞くことよ。一部特權階級を代表する既成政党は此の人類の悩みを對し何物も憐れみせずか。是れは餘りに自明の事實である。今は躊躇すべき秋ではない。善道の実施は民衆に對する政治的義務である。我々が一票を持つて其の鉄線に立つこと。無産大衆の責任をとり信ずる。我等はみに全員の民衆に進言する。我等は皇室中心主義を奉じ過激な社会主義を排し民衆の政治的獨立を期すこと。依りて我等の理想を實現せる最も正しき世界を建設せんとす。遠擧の夢を追はんとするものは去れ。創造の政治を営まんとするものは未だ獨立自存これ我等の宣言である。

獨立民衆黨